

犯罪被害者週間

11月25日(月)～12月1日(日)

犯罪による被害は、心や体が傷つけられるだけではありません。犯罪被害者やその御家族は、被害を受けた後も様々な困難に直面し、苦しめられています。

犯罪被害にあわれた方は、特別な存在ではありません。社会に生きる私たちの誰もが犯罪の被害者になるおそれがあります。

犯罪被害者やその御家族が受けた被害の軽減や回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。県民の皆様一人一人が犯罪被害者の置かれた状況を理解し、その立場に立って考え、再び平穏な生活を営むことができるよう支援の手を差し伸べることが求められています。

犯罪被害者週間の機会に、犯罪被害者や犯罪被害者支援に対する理解を深めましょう。

犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



被害にあわれた方への接し方

普段であれば何でもない言葉が、犯罪被害者やその御家族に苦痛を与える場合があります。

例えば、一般的に人を励ましたいときに使う「頑張って」という言葉は、苦しみの中にいる被害者にとっては、「これ以上何を頑張ればいいのか」と感じられ、「私の気持ちは誰にもわかってもらえない」と傷ついてしまうこともあります。

もし、身近に被害にあわれた方がいたら、寄り添い、共に歩む気持ちで言葉をかけてください。また、「特別な対応」よりも「人として自然な心遣い」をする気持ちで接してください。

人の気持ちの温かさを感じられることが、犯罪被害者やその御家族の回復への大きな一歩につながります。

警察における被害者支援制度

警察では、犯罪被害者やその御家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、一定の要件の下、各種支援制度を運用しています。

○ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により被害を受けた被害者や御遺族の方に、国が給付金を支給します。

○ 各種公費支出制度

捜査に必要な診断書料等、性犯罪被害にあわれた方の診察費用の一部、御遺体の搬送費用、一時避難のための宿泊料、ハウスクリーニング費用等について公費支出します。

○ カウンセリング支援制度

警察部内カウンセラーによるカウンセリングの実施及び精神的被害の回復に有効な診察又はカウンセリング費用を公費支出する制度を整備しています。

○ 指定被害者支援要員制度

事件捜査と並行して、指定された警察職員が、医療機関、捜査活動等への付添い、心配事の相談対応等の活動を行い、被害者の方や御家族を専門的に支援します。

○ 被害者連絡制度

捜査状況、被疑者の検挙・処分状況等の連絡を行います。